號日

第 千五百二十二昭和十九年四月廿八

O 告 ●鳥取女子職業補導所規程… ●驛詩内ニ於テ立賣スル五目辨當最高販賣價格指定、百 ●炭圏ノ販賣價格指定……… ●國民健康保險法第十三條第一項ノ規定ニ依ル指定 五頁 ●飲用牛乳、脫脂乳及クリームノ販賣價格改正: ●鳥取縣農業技術員確保鍊成委員會規程… ●産婆名簿登錄訂正… ●産婆名簿登錄……… ●青果物(筍)出荷計畫承認… ●寒天ノ最高販賣價格指定………………)蔬菜果實ノ最高販賣價格一部改正… 示 目 次 …1三頁 三賣 五頁 賣 三頁 頁 五頁 四頁 卓

第

千

五百二

十二號

昭和十九年四月六

八日

本書ノ

大キサハ國定規格 45 判

矅 H

金

告

示

◆鳥取縣告示第二百十三號

鳥取縣農業技術員確保錬成委員會規程左ノ通定ム

昭和十九年四月二十八日

鳥取縣知事 武

島

諺

鳥取縣農業技術員確保鍊成委員會規程

第一條 農業技術員依託生制度等農業技術員確保鍊成施設

諸般ノ事項ニ付容識スル爲鳥取縣農業技術員確尿鍊成委

員會ヲ設置ス

第二條

委員會ノ事務所ハ鳥取縣經濟部農路課門ニ之ヲ置

第三條 委員會ハ委員長一名、委員若干名ヲ以 ラ組織

(第三種郵便物認可)(昭和四年四月十五日)

第四條

委員長ハ知事之ニ當ルモノト

(三) 停車場、船發着場等ニ於テ小賣業者及び

飲用牛乳ヲ販賣スルコトヲ業トスル者ノ最高販賣價格

學校長、其ノ他學證經驗者中ョリ知事之ヲ命ジ又ハ委囑 長、敎學課長、農業技術員、養成所長、縣農業會長、農 委員へ內政部長、經濟部長、官房長、農務課長、勤勞課

第五條 委員長ハ會務ヲ總理ス

代理ス 委員長事故アルトキハ委員長ノ指名スル委員其ノ職務 ヲ

第六條 委員會ニ幹事及書記若干名ヲ置ゥ

幹事及書記ハ官吏々員其ノ他ノ者ョリ委員長之ヲ命ジ又 ハ囑託ス

第七條 ヲ定ム 本規程ニ定ムルモノ

書記ハ幹事ノ指導ヲ承ケ庶務ニ從事ス

ノ外必要ナル事項ハ委員長之

幹事ハ會長ノ命ヲ承ケ委員會ニ闘スル事務ヲ處理ス

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◆鳥取縣告示第二百十四號

乳及クリームノ最高販賣價格左ノ通指定ス 價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣二於ケル飲用乳脫脂

昭和十七年九月鳥取縣告示第五百九十八號ノ之ヲ廢止ス 昭和十九年四月二十八日

鳥取縣知專 武 島 義

飲 用 乳

飲用山羊	種
乳乳	别
同一	單
台	位
O 、、、、 、、、、 、、、、 、、、、、 、、、、、 、、、、、 、、、、、、	高販賣價格 一
一 四 四 〇 〇	高敗党價格

(11) 卸賣業者ト (一) 飲用牛乳ト 業取締規則第一條第三項ノ處理ヲ爲シタル全乳ヲ謂フ ハ飲用ト ハ飲用牛乳ノ販賣ヲ業トスル者又ハ飲 シテ販賣ニ供ス タメ牛乳營

對シ飲用牛乳ヲ販賣スルコトヲ業トスル者ヲ謂フ 用牛乳ヲ業務用ノ原料若クハ材料トシテ使用スル者ニ

 \equiv 本表價格ハ容器代ヲ含ヾザル買主店先渡ノ價格ト

販賣スル場合及食堂喫茶店其ノ他自己ノ營業場ニ於テ 三對シ (三) 本表質な人中味賣ノ價格ト 於テモ荷造費及包装費ハ賣主ノ負擔トス シ容器附販賣ノ場合ニ

1

◆鳥取縣告示第二百十五號

販賣價格左ノ通指定ス 價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル塞天ノ最高

昭和十九年四月二十八日

鳥取縣知事

等級 賣價格(一貫當)

賣價格(十匁)

寒天 五〇、回〇

(粉末セル)格外

(11) 本表價格ハ賣主店先渡中味賣ノ價格トス但シ容器

價格ハ本表價格ノ半額トス

附販賣ノ場合ニ於テモ荷造費及包装費ハ賣主負擔ト

(一) 本表價格ハ攝氏十五度ニ於テ比重一、〇三二瓦以

脫脂

五〇〇匁當

最終最高販賣價格

一五、 () ()

ハー合當十二錢トス

上一、〇三八瓦以下ノモノノ價格トシ其ノ他ノモノノ

ス

Ξ

クリーム

五八、 -

票又ハ證印ヲ包裝物等ニ附シタルモノノ價格トシ證票又 ノ檢査ヲ受ケタルモノニシテ當該檢査ヲ受ケタル旨ノ證 本表卸賣業者最高販買價格ハ日本寒天製造水産業組合

(一) 本表價格へ脂肪率三二%ノモノ

ノ價格トシ右以外

五〇〇匁當

最終最高販賣價格

下スル毎ニ五百匁ニ付十錢ヲ加减スルモノトス

ノノ販賣價格へ脂肪含有量一%又ハ其ノ端數ヲ上

本表價格ハ賣主店先渡ノ價格ト

ス

寒 = イ 天草 タ

(粉末セル)合格外

〇、圓 六〇

第千五百二十二號

昭和十九年四月二十八日

(第三種郵便物認可

ハ證印ナキモノノ價格ハ格外價格ノ五割下ゲ

國民健康保險法第十三條第一項ノ規定ニ依リ

左ノ通指定セ

昭和十九年四月二十八日

鳥取縣知事

武

義

若櫻町國民健康保險組合

◆鳥取縣告示第二百十七號

(第三種郵便承認可)

四月乃至八月ニ葉ノ長サ五寸ヲ超ユルモ

店先渡價格トス 計算ノ最終ニ於テ生ジタル錢位未滿ノ端敷ハ之ヲ切捨 卸賣業者最高販賣價格ハ荷造、 包装費ヲ含メタル賣主

◆鳥取縣告示第二百十六號

ルコトヲ得ルモノトス

ルモノトス伹シ小賣業者ガ販賣スル場合ハ四捨五入

ス

表價格ヨリ控除シタ

ル額トス

ニ葉ノ長サ三寸ヲ超ユルモノ

ノ價格ハー貫當三十錢ヲ本

ノ及其ノ他ノ

昭和十八年八月鳥取縣告示第四百六十二號中左ノ通改正ス 昭和十九年四月二十八日

蔬菜中かぼちや、ごぼう、 鳥取縣知事 ふき、 島 えんどうノ行ヲ左

かぼちや 七〇 Ó

(洋種ハー月ヨリ五月迄)一月ヨリ六月迄 Q

〇八五

(洋種ハ六月及七月) 八月ョリ十月迄

Ó 四五 Q 〇五五

白芽ノ親いも

十一月ョリ十二月迄 Q 四〇

Ó 五 五 Q Ó Q 〇六五 <u>一</u> 五 〇五〇

۳

Œ

十月ヨリー月迄

九七

二月ヨリ

九月迄

一六

えんどう 四月 (皮剝ヲ含ム) 五月 四月 其ノ他ノ月 一月ョリ三月迄 Q 四四四 七六 Ξ 六〇 九三 Q Ó 〇九五 \equiv \bigcirc 七 一六

六月ョ 七月迄

Ó

八〇 Ó Q

> $\overline{\circ}$ =

二ノ蔬菜中さといもノ行中白芽ノ 八月ョリ三月迄 いもヲ左ノ ==

七月ョリ九月迄 四〇 Ó 如ク改ム \circ

(おんないも、まいも、台灣いもヲ除ク

 $\frac{1}{0}$ Q $\frac{\bigcirc}{\pi}$ Ŧī.

七日申請鳥取縣農業會筍出荷計畫ヲ承認

セ

昭和十九年四月二十八日

鳥取縣知事

島

蔻

◆鳥取縣告示第二百十九號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於 ケ ル炭團 プ最高

鳥取縣八頭郡若櫻町大字若櫻八百壹 販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年八月鳥取縣告示第六百三十七號 **賣價格指定ノ件)及昭和十六年十一月鳥取縣告示第八百八** (炭團 プ最高販

昭和十九年四月二十八日

鳥取縣知事

島

十六號(莨盆炭ノ最高販賣價格指定ノ件)

ハ之ヲ廢

II:

ス

組合ノ地區

事務所ノ所在地 組合ノ名稱

番地ノ五

組合員ト爲ル

ベキ者ノ範圍ヨリ除外スル

者

鳥取縣八頭郡若櫻町

外國人

成 賣價格(工場液) 製造業者又へ其

娶者持込波) 販賣價格 (2) 販賣業者最享

炭團最高販賣價格

(正味重量一〇近

付

種別

○%以上/モランション 一条次以上/モランション 一条の表示が、 のののでは、 のののでは、 ののでは、 の

10

規定ニ 依 IJ 昭 和十九年四月十

青果物配給統制規則第六條ノ ◆鳥取縣告示第二百十八號

٠.

ħ.

指定年月日 帶主タル者

昭和十九年四月二十一

日

勅令二依リ組織セラル

ル共濟組

合ノ組合員

=

シ

テ 世 健康保險ノ被保險者ニシテ世帶主タル者

昭和 十九年四月二十 八日

第千五百二十二號

ラ量木八 五炭〇

號品

、傻 五 ○

Ŧī.

(第三種郵便物認可

講師ハ生徒教養ノ任ニ當 育ニ當リ其ノ他所務ヲ處理シ

235 30 12

補導所 科目ヲ旋盤科

第六條

鳥取縣公報

五百二十二號

昭和

十九年四月二十八日

(第三種郵便物認可

二號品 本表價格 ハ包裝費込ノ價格

1,10

◆鳥取縣告示第二百二十號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ驛 目辨當ノ最髙販賣價格左ノ通指定 ス 構 內 ニ於テ立賣

ス

ル Ŧī.

昭和十九年四月二十八日

鳥取縣知事 武 島

義

驛構内ニ 於テ立賣スル五目辨當最高販賣價

辨 當 人前 〇 三 〇

規格

種主 食物物 同內 容量 五種十匁以上/シタルモノ七〇匁以上/ヲ混入炊上 八ゲ 〇文 タリング 以上

價格ノ半額トス

本告示ニ於ケル炭團ト

ハ炭化物ヲ配合加エシテ成型シ

タル燃料ニシテ其ノ形狀如何ニ拘ラザルモノト

(但シ孔明煉炭、

豆炭、

有煙豆炭、

ピツチ煉炭及ガラコ

ス

クスヲ除ク)

ヲ控除シタル額トス 賣價格ハ本表二號品

二、ノ表示ナキモ

ノ最高販賣價格ハニ、

ノ第二項

前項ノ檢査ヲ受ケ格外品タル旨ノ表示アルモノノ最高販

ノ價格ヨリ正味量一〇瓩ニ付四〇錢

格セル旨ノ表示アルモノノ價格ト

ス

本表價格ハ全國炭團製造統制組合

ノ行っ檢査ヲ受ケ合

1

ス

_ 場合ニ限リ米、 ルモノトス 主食物トハ米、 麥 麥、麵豆謂ヒ特ニ縣ノ承認ヲ受ケタル 麵以外ノ物ヲ以テ代替スルコトヲ得

三 本表價格ハ鐵道局長所定ノ容器ニ ト ス 詰 メ 夕 ル Æ 價格

JŲ 包裝又ハ容器ニ品名。 製造日 I.F 販賣價格及製造人氏

Ŧī.

=;

規定へ昭和十九年五月二十一日ヨリ之ヲ施

行ス

名又ハ商號过二所屬驛名ヲ表示ス ル モ 1

◆鳥取縣告示第二百二十

通定ム

鳥取女子職業補導所規程左ノ

昭和十九年四月二十八日

鳥取縣知事

島

義

第八條

補導ノ學科目及授業時數ヲ定ム

ル

コ

ŀ

左

如

鳥取女子職業補導所規程

鳥取女子職業補導所(以下單ニ補導所ト稱ス)

第一條 機械工業ニ從事セントスル者ニ對シ必要ナル智識技能ヲ

伴フ航空機關係要員ノ中堅タラシム 授クルト共ニ精神的訓練ヲ爲シ主ト ルヲ以テ目的ト シテ女子勤勞動員 ス =

第二條 補導所ハ鳥取市ニ置ク

第三條 補導所ニ左ノ職員ラ置ク

所長, 指導員、 助手、講師、事務員

第四條 所長ハ畑事ノ命ヲ受ケ所內全般ノ事務ヲ掌理ス

第五條 助手ハ所長ノ指揮ヲ受ケ生徒ノ監督及訓 事務員へ庶務ニ從事ス

仕上科、 鈑金科ノ三分科

六

(第三種郵便拿認可

七

トシ其ノ一外科ラ 寒修セシム

第七條

生徒ノ定員ハ旋盤科二十名仕上科二十名鈑金科二

十名卜 ス 第二章 學科目及授業時數

旋盤學科 (別紙)

 \equiv 仕上學科 鈑金學科 (別紙) (別紙)

第三章 補導期間及休業日

第九條 一回ノ補導期間へ二箇月ト シ 年五回 補導

ラ質

施ス

第十條 授業休日左 如

祝日、大祭日

日曜日

冬期休業, 十二月二十九日ョ リ翌年 月四日迄

第十 一條 所長ニ於テ必要ト認メ 刃 ル 第十條ノ

授業

休日ヲ 變更又ハ 伸縮ス コトヲ

第四章

第十二條 國民學校初等科ヲ修了シタル者又ハ之ト同等以上 品行方正、志操堅固、 入所ヲ許スべき者ハ左ノ資格ヲ具フルコトヲ要 身体强健ナル者

11026

第十三條 第一號書式ノ願書ヲ請求シ所定事項記入ノ上所轄國民勤 入所志願者ハ補導所又ハ最寄國民勤勞動員署ニ

學力ヲ有スル者

勞動員署ヲ經由シ別ニ定ムル願書締切期日迄ニ之ヲ所長 ニ提出スベシ

コトアルベシ 丰 ハ選

必要ニ應ジ國民勤勞動員署長ノ推薦ニ依リ入所セシムル

第十四條 拔ヲ行ァ 入所志願者ノ數募集人員ヲ超過シ タ ルト

選拔ノ方法ハ所長之ヲ定ム

第十五條 ヲ定メ第二號書式ノ誓約書ヲ差出スベシ 入所ヲ許可セラレタル者ハー週間以內ニ保證人

保證人ハ入所者ノ父兄又ハ之ニ代リテ身元引請ノ責ニ任 ジ得べキ者ナルベシ

第十六條 了證書ヲ授與ス 所定ノ課程ヲ修了シタル者ニハ第三號書式ノ修

第五章 退

第十七條 詳具シ所長ノ承認ヲ受クベシ 退所セントスル者へ保證人連署ノ 上其ノ事由 ヺ

第十八條 左ノ各號三該當スル者ハ之ヲ退所セシム

操行不良ニシテ改悛ノ見込ナキ者

成績不良又ハ傷病等三罹リ成業ノ見込ナキ者

正當ノ事由ナクシテ屢々缺席シタル者

第六章 授業料及學資

第十九條 授業料ハ之ヲ徴收セズ

第二十條 慮シ豫算ノ範圍內三於テ補導手當ヲ支給ス 生徒ニ對シテハ各々其ノ家庭ノ事情其ノ他ヲ考

第七章

第二十一條 キ者ハ所長之ヲ褒賞ス 成績優秀。 操行善良ニシテ他ノ模範ト ナ ル

第二十二條 アルトキハ其ノ情然ニョリ相當ノ辨償ヲナサシムル 補導所所属ノ物品ヲ毀損シ又ハ亡失シ タル者 : 3

第一號書式 關係書類相添へ此段及御願候也 今般鳥取女子職業補導所二入所致度候二付御許可相成度 本規定へ昭和十九年三月二十三日ヨリ之ヲ適用ス 本規程施行ニ必要ナル細則ハ所長之ヲ定ム ァ 現住所 本籍地 ル 入 則 所 願 殿 氏 月 名 日 名 印 私儀 生 第二號書式 現住所 本籍地 現住所 本籍地 引受可申仍テ連署ノ上誓約候也 今般鳥取女子職業補導所ニ入所御許可相成候ニ就テ 命令規則ハ必ズ遵守可致保證人ハ本人ノ身上ニ關 昭和 家族ノ職業 賞罰 職業 學業 其ノ他参考トナルベキ事項 (本人) (身元保證人) 誓 月 約 日 書 年 月 Ħ 日 シ 生 印 生印 ハ 御 切

01027

(第三種郵便物認可

鳥取縣公報

第千五百二十二號

機衛生講話という。	徳 育 16時間 一一 一 一 一 一 一 一 一 一	 		棒リチャックを 神郷習 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
仕 上 學 科		工業學科		工業常識
36時	間	32時	間	12時間
業が業に	が鋸具上上 上作機以上 上作機 水	界械パナン測器 イナン イナン イン イン イン 順 イン イン イン イン イン イン イン イン イン イン イン イン イン	金銭金航 の 単	等
				£ il

體 錬 時	徳 育 時 一	】 公共生活ノ意義徹 城民精神ノ昻揚 域民(精神ノ昻揚	旋盤 學 科 鳥取女子職業補導所長位勳爵氏 名 印	昭和 年 月 日	年月日生	第三號書式 修 了 證 書	鳥取女子職業補導所長
36日 36日	旋盤作業 時 センター作業、チャツク作業、中グリー・一切側工具ノ熱處理 一切側工具ノ熱處理 一族盤用工具及バイト 一族盤ノ精造 一時間旋盤作業ノ順序方法	上作業代表の主要を表現しています。 上作機械ノ種類に対象作の制造方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	パル測器 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3	成場等 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個	工業型 一旁补流 机	・ノ 既概	—— 英安 字全

シ、

前前

開住業

地所

氣高郡日置村大字河原五

拾七番

屋敷

人取縣知事

武

島

莪

新新

開住 業 地所

氣高郡日置村大字河原九百五拾參浴

地

ニニ昭 對依和 シリ十

,同年四月十四,同年四月九日4

方地

出移

願轉

明治拾

九年八

月

、貮拾七

長

谷

Ш

ち

2 日 生

八日

工業常識

12時間

勞資航度英安 務材空量字全 統統機衡記教 制制大 號育

ノノ意

概概一

念念種

類

造

用途)

體 德 鈑 仕上實習 金 12 時間 16時間 330時間 大决必防時勤公婦國國 保産ラ 摺精曲平カタキケ孔鑪ハ弓萬 合密面面シッサが明カッ鋸力セ仕仕仕メブゲキケケリ作操作上上上作金作作作作業作 健報ヂ 衞基オ 生本體 講體操 業作作作業テ業業業業業 業業業 及 話操ノ 實施 施第一 女勞員保 養底性女 護 徹 性女 セ ブ性 シ 使命心 ∄ 鈑金學科 工業學科 36時間 32時間 在鈑鉄鑢ハ 塗鋲熔ボプ折ホシ冶鈑鈑 装打接 I レ曲イヤ具金金 取取切掛ン 法法機ルス機「リノ用作及際及械リリ用工業」
其及其及ンン工具ノ取其取其ググ具ノ順 作作作ケマ 業業業作1 業打 (展開) 刺激に近く相談を見る。 作 念 扱取扱取ママ種種序 概要 法扱法扱シシ類類方 法 法ンン及及其 及及其其 其其取 4 ケ 鐵鋼、銅合金、輕合金」 ガ 潤滑油、 キ、 取取扱扱 扱扱法法 切取) 法法 燃料

産婆名簿登録者左ノ ◆鳥取縣告 産婆名簿登録訂正者左ノ如シ ◆鳥取縣告示第二百二十三號 實 住所 本籍 第昭 昭和十九年四月二十八日 和 習 鳥取縣八頭郡上私都村大字麻生八六 鳥取縣岩美郡成器村大字神護二三一 九年四月 330時間 水 第二百二十二號 綜鋲塗紋 打 合打裝リ 出 作作作作業業業 鳥取縣知事 折曲作業 月 干 三 號日 H 登錄 押緊面罫 型書取書 武 ች ጉ j 大正四年十二月二十 松 起 息 一方 紋鈑 `鈑 穿孔、 リ取仕取 島 仕鈍 折曲ゲ Ш 上シ 取 番 地 打出 節 礼

義

日生 子

鳥取縣公報

第千

Ħ.

百

二十二號

和

+

九

年四月二十

八

日

第三種郵便物認

Ξ